告 示

埼玉県告示第四百十七号

年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下 可 都市計画法 したので、次のとおり告示する。 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 水道事業の事業計 画 $\overline{\mathcal{O}}$ 変更を 平成二

令和三年四月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

字大久保及び字北 平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号、 平成五年埼玉県告示第千五百五号、 平成十九年埼玉県告示第九十六号、 成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、 事業地に深 平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、 浴市 町 小前田字下台及び字石神を加え、 地 内に お いて事業地を変更する。 平成二十二年埼玉県告示第五百十六号、 平成九年埼玉県告示第四百八十三号、 令和元年埼玉県告示第三百七十号 小前田字西原、 字菅戸、

口雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし